

第 1 5 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 1 6 年 3 月 1 1 日(木)
午後 1 時 3 0 分
場 所 築館町「ふるさとセンター」

会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 会議録署名委員の指名

5 協議事項

協議 第 5 5 号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

協議 第 5 6 号 病院・診療所事業の取扱いについて

6 提案事項

協議 第 5 7 号 地域審議会の取扱いについて

協議 第 5 8 号 事務組織及び機構の取扱いについて

7 その他

8 閉 会

栗原地域合併協議会委員

平成16年3月1日現在

	役職	氏名	区分	備考
1	会長	菅 原 郁 夫 すが わら いく お夫	第7条第1項第1号	若柳町長
2	副会長	千 葉 のり 穂 ち ば のり お穂	"	築館町長
3	"	佐々木 幸 一 さ さ き こと いち	第7条第1項第2号	瀬峰町議会議長
4	委員	大 関 健 一 おお せき けん いち	第7条第1項第1号	栗駒町長
5	"	中 嶋 つぎ お 男 なか じま つぎ お男	"	高清水町長
6	"	佐 藤 かく じ ろ う さ とう かく じ ろ う	"	一迫町長
7	"	山 田 えつ ろ う やま だ えつ ろ う	"	瀬峰町長
8	"	葛 岡 いげ とし 利 くず おか いげ とし 利	"	鶯沢町長
9	"	佐 藤 こ や た さ とう こ や た	"	金成町長
10	"	鹿 野 せい いち か の 野 せい いち	"	志波姫町長
11	"	佐 藤 ち あ き 昭 さ とう ち あ き 昭	"	花山村長
12	"	鈴 木 まる 守 すず き まる 守	第7条第1項第2号	築館町議会議長
13	"	高 橋 よし お 雄 たか はし 橋 よし お 雄	"	若柳町議会議長
14	"	高 橋 ゆう き 輝 たか はし 橋 ゆう き 輝	"	栗駒町議会議長
15	"	太 齋 とし お 夫 た さい とし お 夫	"	高清水町議会議長
16	"	石 川 のり あ き 昭 いし がわ のり あ き 昭	"	一迫町議会議長
17	"	大 内 あきら 朗 おお うち あきら 朗	"	鶯沢町議会議長
18	"	小 岩 せい じ 二 こ いわ せい じ 二	"	金成町議会議長
19	"	菅 原 たすく 佑 すが わら たすく 佑	"	志波姫町議会議長
20	"	中 鉢 たい いち ちゅう ばち たい いち	"	花山村議会議長
21	"	石 川 しょう うん 運 いし がわ しょう うん 運	"	築館町議会議員
22	"	加 藤 ゆうはちろう 雄八郎 か とう ゆうはちろう 雄八郎	"	若柳町議会副議長
23	"	千 葉 ご ろ う 郎 ち ば ご ろ う 郎	"	栗駒町議会議員
24	"	佐 藤 ゆき お 生 さ とう ゆき お 生	"	高清水町議会議員
25	"	佐 藤 いげ よし 美 さ とう いげ よし 美	"	一迫町議会議員
26	"	佐々木 ゆき お 男 さ さ き ゆき お 男	"	瀬峰町議会副議長
27	"	菅 原 み の る 登 すが わら み の る 登	"	鶯沢町議会副議長

栗原地域合併協議会委員

平成16年3月1日現在

	役 職	氏 名	区 分	備 考
28	委 員	たか はし みつ はる 高 橋 光 治	第7条第1項第2号	金成町議会議員
29	"	えん どう みの 遠 藤 實	"	志波姫町議会副議長
30	"	も いずみ ふみ お 茂 泉 文 男	"	花山村議会議員
31	"	はせがわ あつ こ 長谷川 厚 子	第7条第1項第3号	学識経験委員（築館町）
32	"	しろ とり ひで とし 白 鳥 英 敏	"	"
33	"	み うら てつ や 三 浦 徹 也	"	学識経験委員（若柳町）
34	"	なか しま た いち 中 嶋 太 一	"	"
35	"	たか はし のぶ ゆき 高 橋 伸 幸	"	学識経験委員（栗駒町）
36	"	さ どう た え こ 佐 藤 多 恵 子	"	"
37	"	たけ だ まさ みち 武 田 正 道	"	学識経験委員（高清水町）
38	"	えび た けい こ 海老田 慶 子	"	"
39	"	しろ とり ふみ お 白 鳥 文 雄	"	学識経験委員（一迫町）
40	"	やま むら きく お 山 村 喜 久 夫	"	"
41	"	さ さ き あき お 佐々木 昭 雄	"	学識経験委員（瀬峰町）
42	"	つ どう くに お 津 藤 國 男	"	"
43	"	す どう しげる 須 藤 茂	"	学識経験委員（鶯沢町）
44	"	い どう たけ し 伊 藤 竹 志	"	"
45	"	ご どう かず ひろ 後 藤 和 廣	"	学識経験委員（金成町）
46	"	い い た あきら 飯 田 明	"	"
47	"	しろ とり かず ひこ 白 鳥 一 彦	"	学識経験委員（志波姫町）
48	"	ち ば かず え 千 葉 和 恵	"	"
49	"	なか しょう ひこ と 中 條 彦 登	"	学識経験委員（花山村）
50	"	さ どう とし ろう 佐 藤 利 郎	"	"
51	"	ふじ はし しゅん こ 藤 橋 俊 五	"	宮城県築館地方県事務所長
52	"	すず き くに お 鈴 木 国 雄	"	宮城県総務部副参事
1	監査委員	すが わら さだ お 菅 原 貞 夫	第17条第1項	金成町代表監査委員
2	"	すが わら まさ あき 菅 原 正 晃	"	若柳町代表監査委員

協議第 57 号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 3 月 11 日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

地域審議会の取扱いについて

市町村合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、新市において合併前の 10 町村の区域ごとに地域審議会を設置する。

地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

なお、地域自治組織については国の制度改革を踏まえ、さらに検討するものとする。

平成 年 月 日確認

(別紙)

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名称	設置の区域
築館地区地域審議会	合併前の築館町の区域
若柳地区地域審議会	合併前の若柳町の区域
栗駒地区地域審議会	合併前の栗駒町の区域
高清水地区地域審議会	合併前の高清水町の区域
一迫地区地域審議会	合併前の一迫町の区域
瀬峰地区地域審議会	合併前の瀬峰町の区域
鶯沢地区地域審議会	合併前の鶯沢町の区域
金成地区地域審議会	合併前の金成町の区域
志波姫地区地域審議会	合併前の志波姫町の区域
花山地区地域審議会	合併前の花山村の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年 3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、設置区域に係る新市建設計画の変更及び執行状況並びにその他市長が認める事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

2 審議会は、設置区域に係る新市建設計画の執行状況及びその他必要と認める事項について、市長に意見することができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体に属する者
- (2) 学識経験を有する者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は当該区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。

- 2 会議は、毎年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。
- 3 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務総括は、_____において処理する。

(補則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

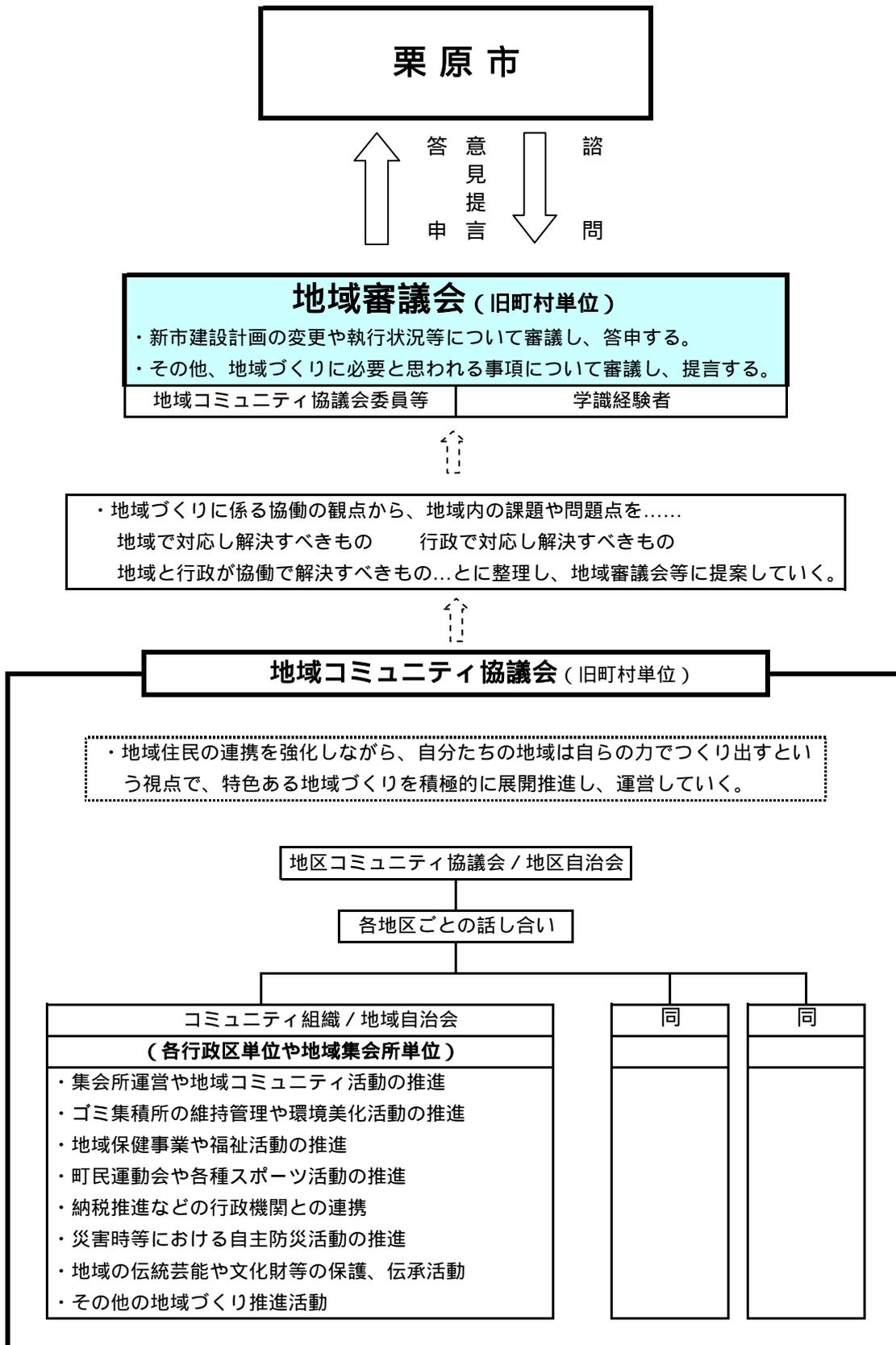
- 1 この協議は、平成17年 3月14日から施行する。
- 2 合併の日から発足する審議会の委員の任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

協定項目	地域審議会の取扱い	関係項目	
調整方針・調整内容	市町村合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、新市において合併前の10町村の区域ごとに地域審議会を設置する。 地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。 なお、地域自治組織については国の制度改正を踏まえ、さらに検討するものとする。		

参 考 事 項	参 考 事 項
<p>1. 地域審議会とは</p> <p>合併をすると、行政区域の拡大から住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念や行政サービスが低下するのではないかという懸念が根強くあります。このことに対応して、合併市町村の施策がよりきめ細やかに住民の意見を反映していくために、平成11年の合併特例法の改正により地域審議会制度が設けられました。</p> <p>本来であれば、地域審議会は地方自治法第138条の4第3項の付属機関であり、合併市町村が条例で設置しなければなりません。しかしながら地域審議会設置の趣旨は合併前の懸念を払拭することにあり、合併前に設置の決定がなされる必要があります。そのために、条例ではなく合併関係市町村の協議によって合併前に設置を決定することとされています。</p> <p>2. 地域審議会の設置</p> <p>地域審議会は、合併関係市町村の協議により、合併関係市町村の区域を単位として必要な区域に設置し、合併市町村の施策に関して諮問を受けたり、必要に応じて意見を述べることができます。したがって2つの区域を併せて1つの地域審議会を設置したり、区域を分割して複数の設置はできません。また、地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免等の組織や運営に関しても、合併関係市町村の協議によって定めることとなります。ただし、協議事項については、合併関係市町村の議会の議決が必要となります。</p> <p>地域審議会の設置は、必ず設置しなければならないものではなく、それぞれの合併市町村の実情に応じて判断することとなります。また、地域審議会を設置することとなった場合でも、合併関係市町村のすべての区域に設置しなければならないというものでもありません。</p> <p>3. 地域審議会の役割</p> <p>どのような役割を担うかについては、地域審議会の設置の協議と併せて合併関係市町村の協議により決定されることとなります。地域の実情に応じた内容とすべきものですが、一般論として、次のような事項が考えられます。</p> <p>(1)合併市町村の長の諮問に対する審議 設置区域に係る新市建設計画の変更及び執行状況並びにその他市長が認める事項</p> <p>(2)必要に応じ合併市町村の長に対する意見 設置区域に係る新市建設計画の執行状況及びその他必要と認める事項</p> <p>4. 地域審議会の考え方</p> <p>地域審議会は、市町村合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度であるので、合併関係市町村の協議により定められた一定の期間に限って設置されるものであり、この期間を合併後に変更することは一般的には適当ではありません。これを容易に認めると、周辺部などの相対的に小さな合併関係市町村であった区域の意見が尊重されずに、合併市町村側で設置期間を短縮するということが想定されるからです。</p> <p>設置期間を決定するにあたっては、市町村建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合にはその意見を聞くこととされていることなどから、市町村建設計画の期間(5年～10年)も考慮されることが適当とされています。</p>	<p>【地域審議会に関する主な法令】(抜粋)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号) (委員会・委員の設置) 第138条の4 (第1項、第2項 省略)</p> <p>3 普通公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。 (後略)</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号) (市町村建設計画の作成及び変更) 第5条 (第1項～第6項 省略)</p> <p>7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。</p> <p>8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</p> <p>9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。 (第10項 省略) (地域審議会)</p> <p>第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p>

参考資料 協議第57号 地域審議会の取扱いについて

・イメージ図(例)



協議第 5 8 号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

事務組織及び機構の取扱いについて

1 新市の事務組織及び機構については、住民福祉の増進に十分配慮し、次の事項を基本として整備する。

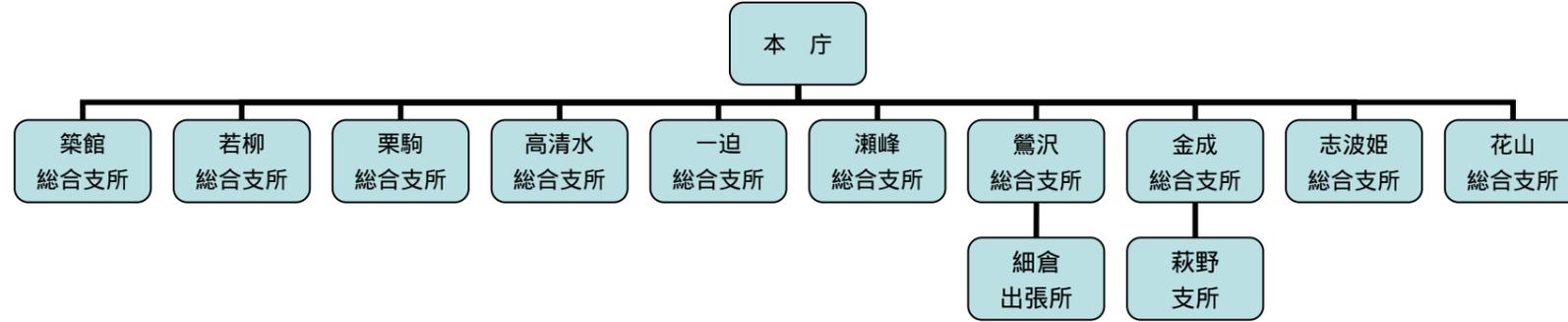
- (1) 合併後の多様で複雑な行政課題等に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とするため、部制にする。
- (2) 住民の声を適正に反映させるため、合併前の町村区域に総合支所を配置し、利用しやすい組織・機構とする。
- (3) 住民の安全性を確保するため、緊急時や災害時等に即応できる組織・機構とする。

2 新市の事務組織及び機構については、常に組織及び運営の合理化に努めるため、随時、見直し調整を図っていくものとする。

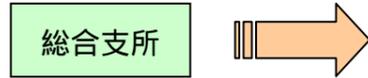
平成 年 月 日確認

栗原市の本庁 / 総合支所・事務組織 イメージ図 (案)

平成 16 年 3 月 1 日現在



(1) 本庁に集約する業務
 市全般に係る計画策定業務等
 市全般の政策形成に係る業務等
 市全般に係る広報・広聴業務
 各部門における政策形成や計画策定に係る業務
 申請等に基づく決定業務の内、市として統一した決定の必要がある重要な業務
 国、県等、他の行政機関への協議、調整業務
 部門ごとの文書の收受、関係機関への周知



(2) 総合支所における業務
 総合支所の施設管理業務
 地域における広報、広聴、消防、防災業務
 地域コミュニティや自治会活動の支援業務
 税、公金等の補助的収納業務
 住民生活に密着した窓口業務
 ・申請や経由に係る受付、交付業務（戸籍 / 住民登録 / 諸証明 / 国保 / 老人保健 / 乳幼児医療 / 制度資金融資等）
 ・申請等に基づく決定業務のうち簡易なもの（公営住宅の入退居等）
 ・相談、指導業務（保健指導 / 介護予防 / 生活環境 / 福祉支援サービス等）
 市道、農林道、水路、溜池等の維持管理業務（除雪等含む）
 地域の農林業、商工業支援業務（生産調整 / 農業委員会 / 商工会等）
 上、下水道事業の通常維持管理業務（簡易水道含む）
 児童生徒の就学や教育に関する窓口、相談業務
 社会教育や社会体育振興に関する業務（公民館 / 体育館 / プール等の管理含む）

```

    graph TD
      CSO[総合支所] --- G[総務課]
      CSO --- CL[市民生活課]
      CSO --- IC[産業建設課]
      CSO --- HF[健康福祉課]
      CSO --- EC[教育センター]
    
```

(注) あくまでイメージ図であり、具体的には今後の事務事業調整により具体化していきます。

栗原市の本庁 / 事務組織 イメージ図 (案)

平成16年 3月 1日現在

【議会 / 部局】

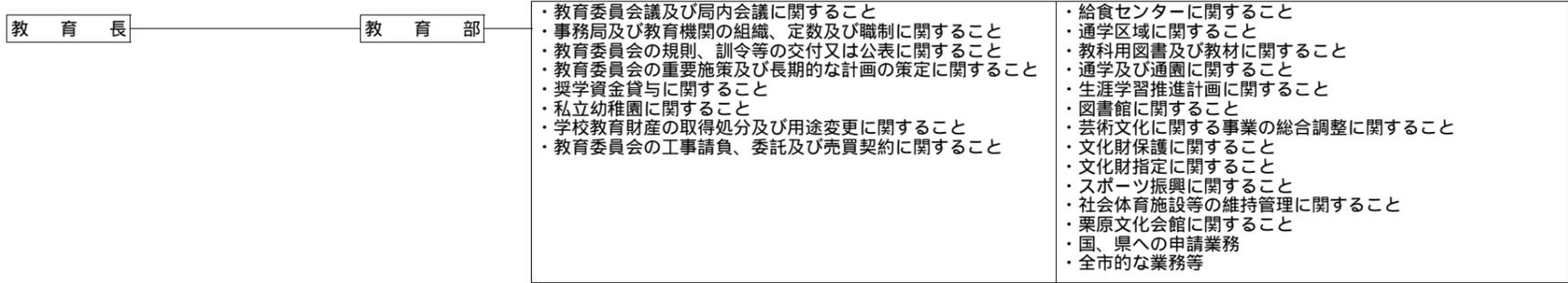
議 会	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 議会の庶務全般 議会の議事全般（本会議、委員会等） 議案及び審議事項の調査に関する事 議会刊行物の編集及び発行に関する事等
-----	-------	--

【市長 / 部局】

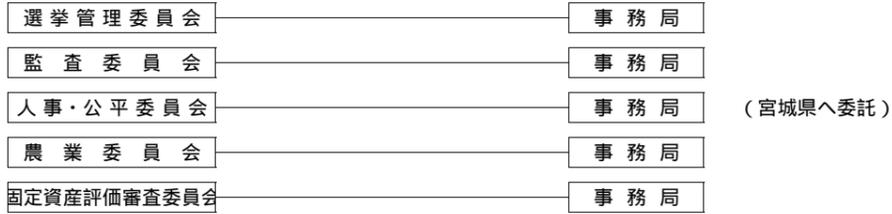
市 長	助 役	総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎管理に関する事 選挙に関する事 条例、規則等の審査及び公示、例規集の編集に関する事 叙位、叙勲、褒章並びに表彰に関する事 人事、給与に関する事 厚生福利に関する事 財政計画に関する事 地方交付税、起債に関する事 予算編成に関する事 決算に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 財産管理に関する事 契約に関する事 競争入札参加業者の資格審査、登録及び選定に関する事 秘書用務に関する事 広報紙、市勢要覧に関する事 ホームページに関する事 防災計画、災害対策本部に関する事 税の賦課徴収収納に関する事 土地、家屋の評価に関する事 国、県への申請業務等
		総 合 支 所	(別紙 / 組織図のとおり)	
		企 画 部	<ul style="list-style-type: none"> 市の基本計画に関する事 総合計画の調整及び推進に関する事 新市建設計画に関する事 過疎計画に関する事 国土利用計画に関する事 情報化推進に関する事 公共交通対策に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革及び地方分権に関する事 合併後の総合調整に関する事 統計調査に関する事 国内交流、国際交流に関する事 コミュニティ及び自治会活動育成に関する事 第3セクターに関する事 国、県への申請業務等
		生 活 環 境 部	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳に関する事 印鑑の登録及び証明に関する事 改葬の許可に関する事 戸籍に関する事 外国人登録に関する事 埋葬及び火葬並びに改葬の許可に関する事 環境施策の総合的企画及び調整に関する事 環境の保全に関する事 公害の防止に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理の計画に関する事 一般廃棄物の収集運搬に関する事 環境基本計画に関する事 公衆衛生組合に関する事等 クリーンセンター業務 衛生センター業務 国、県への申請業務等
		保 健 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業に関する事 国保医療給付に関する事 老人保健の給付に関する事 老人保健福祉計画に関する事 高齢者福祉及び障害者福祉の企画、調整に関する事 障害者福祉計画に関する事 社会福祉施策の総合的企画及び調整に関する事 児童福祉行政の企画、調整に関する事 生活保護に関する事 市社会福祉協議会に関する事 在宅介護支援センターに関する事 献血推進事業に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 保健事業に関する事 保育所の管理、運営に関する事 児童館に関する事 介護保険事業計画に関する事 介護保険給付費の審査及び支払いに関する事 介護保険認定審査会に関する事 介護保険要介護及び要支援に関する事 予防接種に関する事 国、県への申請に関する事等
		産 業 経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> 総合農政の推進に関する事 農業の振興計画に関する事 農業振興地域の整備に関する事 農業農村活性化計画の策定に関する事 農業経営基盤強化に関する事 農業及び畜産の制度金融に関する事 家畜の貸付に関する事 畜産環境整備に関する事 米消費拡大に関する事 農業農村整備の計画に関する事 農業災害に関する事 農地等災害復旧事業に関する事 林業の振興計画に関する事 森林整備計画の策定に関する事 林道、治山事業に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 森林林業に関する事 商、工業の振興計画に関する事 中小企業及び勤労者の制度金融に関する事 雇用対策に関する事 シルバー人材センターに関する事 観光の開発計画に関する事 湯湯山荘に関する事 細倉マイパークに関する事 物産の普及、啓蒙、販路拡大に関する事等 企業誘致に関する事 工業団地の整備、用地の取得及び登記に関する事 国、県への申請業務等
		建 設 部	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木事業の計画策定に関する事 道路、橋梁及び水路等工事の設計、及び施工に関する事 道路の認定、廃止、変更に関する事 主要道路網の整備計画、道路整備路線の選定に関する事 河川改修に関する事 公共用地の取得折衝に関する事 公共用地の登記に関する事 市営住宅の建設計画及び施工に関する事 住宅マスタープランに関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び河川の占用に関する事 災害復旧に関する事 建築基準法に基づく確認許可及び認定に関する事 都市計画に係る施策の総合調整に関する事 都市計画マスタープランの策定に関する事 都市計画の決定及び変更に関する事 土地区画整理事業に関する事 国、県への申請業務等
	上 下 水 道 部	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の調整見直し、認可及び水利権に関する事 使用料の調整、見直しに関する事 事業者登録、指定手数料に関する事 滞納繰越分の徴収に関する事 水道会計に関する事 起債、補助金申請に関する事 決算統計、消費税の申告に関する事 水質検査室に関する事 配水管台帳の整備、検討に関する事 浄水場の施設管理に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の調整見直し、認可に関する事 使用料の調整、見直しに関する事 事業者登録、指定手数料に関する事 滞納繰越分の徴収に関する事 下水道会計に関する事 起債、補助金に関する事 決算統計、消費税の申告に関する事 水質検査に関する事 下水道台帳の整備、検討に関する事 	
	収 入 役	会 計 課	<ul style="list-style-type: none"> 歳入歳出金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納及び保管に関する事 現金及び財産の記録管理に関する事 調定票による通知に関する事 小切手の振出に関する事 指定金融機関及び収納代理金融機関に関する事 支出負担行為の確認に関する事 歳入歳出決算の調整に関する事 工事検査に関する事等 	
	消 防 本 部	(別紙 / 組織図のとおり)		

(注) あくまでイメージ図であり、具体的には今後の事務事業調整により具体化していきます。

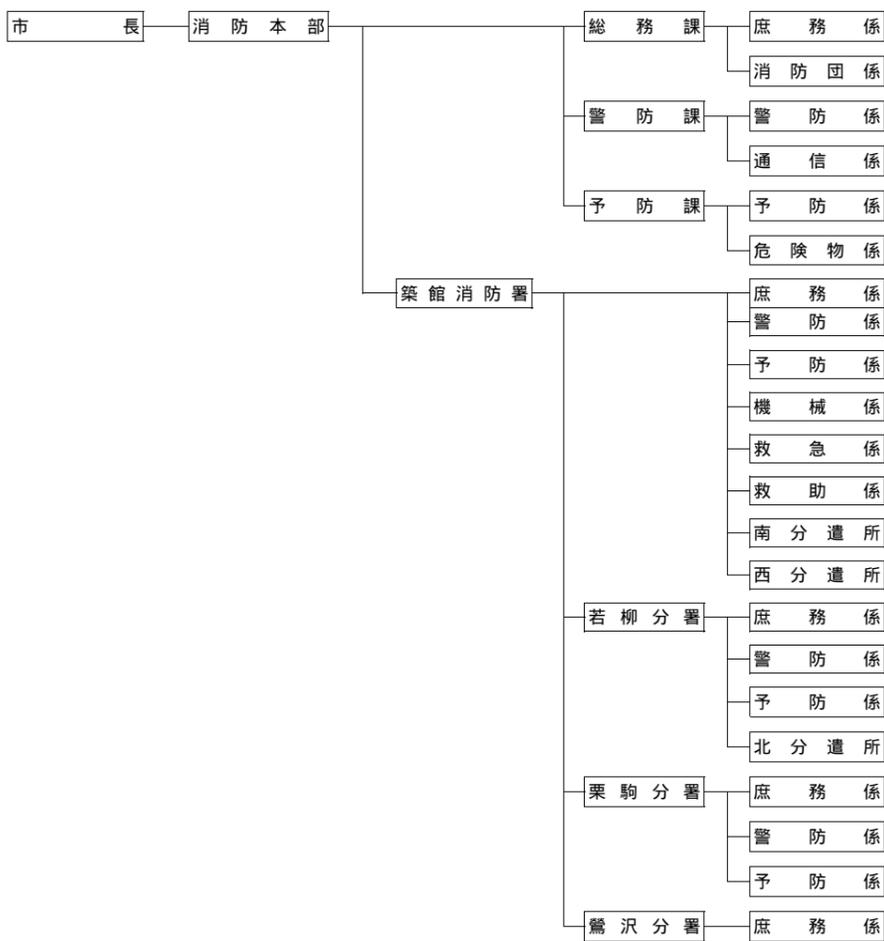
【教育委員会 / 部局】



【行政委員会 / 部局】



【消防 / 部局】



(注)あくまでイメージ図であり、具体的には今後の事務事業調整により具体化していきます。

栗原市の総合支所 / 事務組織 イメージ図 (案)

平成16年3月1日現在

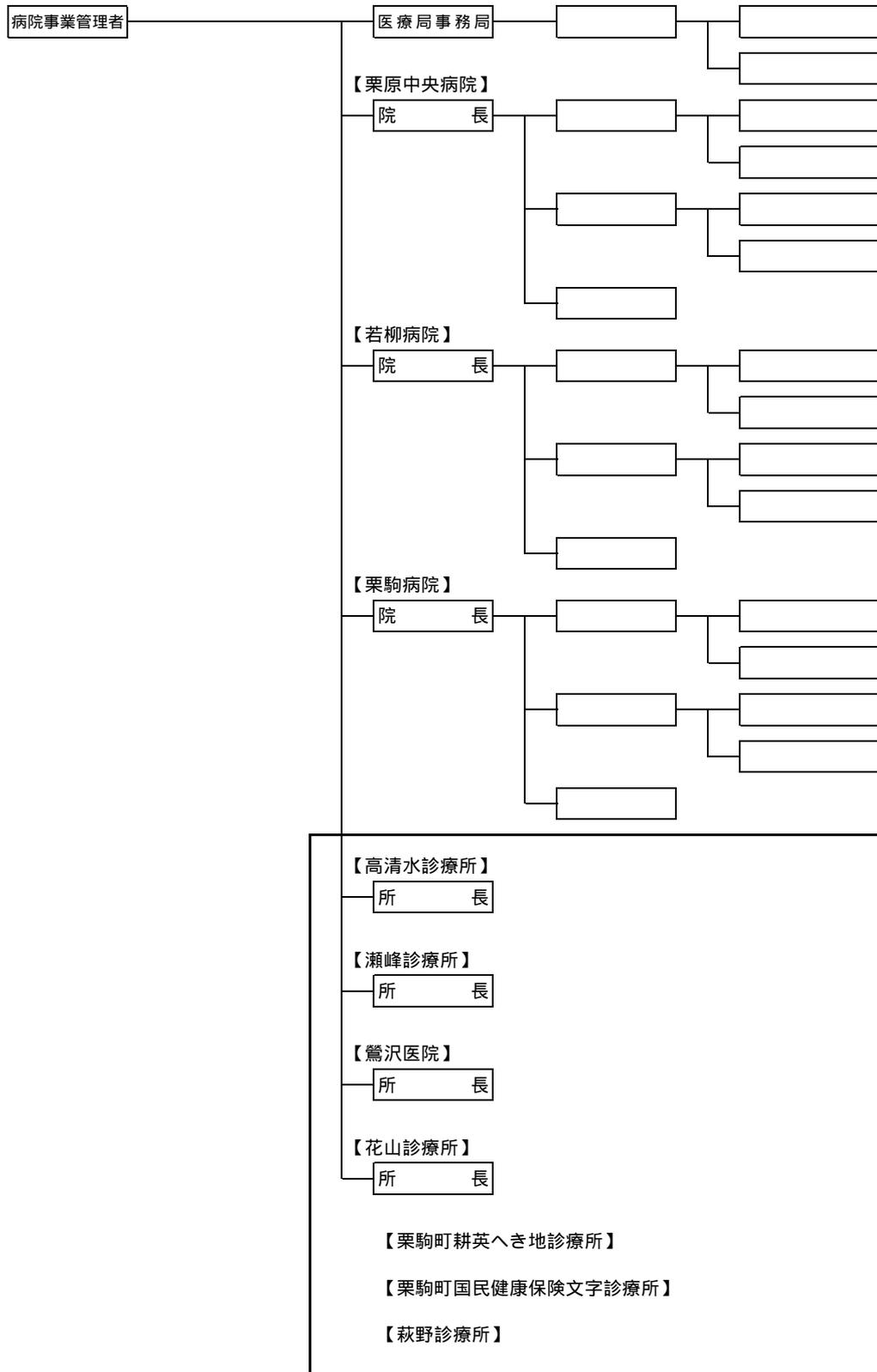
<p>総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支所内の庶務に関する事 ・事務連絡調整に関する事 ・管内公共施設管理に関する事 ・消防、防災、交通安全に関する事 ・行政区長に関する事 ・支所内の出納管理に関する事 ・公共料金の収納に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替事務に関する事 ・コミュニティや自治会活動に対する支援業務に関する事 ・各種行政相談 ・各種団体に関する事等
<p>市民生活課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍関係届出の受付、交付に関する事 ・住基事務に関する事 ・外国人登録に関する事 ・諸証明事務に関する事 ・印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付に関する事 ・自衛官募集に関する事 ・埋火葬許可に関する事 ・国民年金の加入、喪失届に関する事 ・福祉年金業務に関する事 ・年金相談に関する事 ・国民健康保険加入・喪失届に関する事 ・保険者証の発行に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の申請に関する事 ・老保届出、受給者証の発行に関する事 ・出生一時金等申請事務 ・環境衛生に関する事 ・狂犬病予防に関する事 ・犬の登録に関する事 ・各種税務証明に関する事 ・税務収納業務に関する事 ・納税組合に関する事 ・税務申告に関する事 ・ナンバープレート交付に関する事等
<p>産業建設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の振興に関する事 ・水田農業に関する事 ・各種団体の育成、指導に関する事 ・土地改良（ほ場整備含）に関する事 ・農業土木（災害復旧含）に関する事 ・商工、観光、物産振興に関する事 ・イベントに関する事 ・中小企業振興資金に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・市管理の道路、橋梁、河川等の維持補修に関する事 ・除雪に関する事 ・市営住宅の入居相談、受付、管理に関する事 ・支所管内施設の管理・保守点検等に関する事 ・給水申込・中止届に関する事 ・排水申込・中止届に関する事等
<p>健康福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請、受付、交付（身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者手帳、高齢者在宅福祉サービス、精神障害者在宅サービス事業、各種福祉手当、保育所（園）入所（園）各医療費助成（母子・父子家庭医療費、乳幼児医療費、心身障害者医療費等）、乳幼児医療受給者証）に関する事 ・高齢者福祉サービスに関する事 ・各種検診に関する事 ・予防接種に関する事 ・母子手帳の交付に関する事 ・健康教育に関する事 ・小規模作業所に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導に関する事 ・保健事業に関する事 ・保健師業務に関する事 ・栄養士業務に関する事 ・支援費事業に関する事 ・知的、身体障害者福祉事業に関する事 ・要介護等認定申請受付に関する事 ・被保険者証の発行に関する事 ・各種団体の育成、指導連絡調整に関する事 ・各種相談に関する事等
<p>教育センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関係庶務に関する事 ・施設の管理に関する事 ・学校給食に関する事 ・生涯学習の推進（スポーツ振興、文化振興）に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の管理・運営、事業推進に関する事 ・社会教育関係団体の指導育成に関する事 ・公民館事業の企画、運営に関する事等
<p>農業委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地異動関係に関する事 ・農業者年金に関する事 ・農地相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用集積計画に関する事 ・農地法の許可申請に関する事等

(注)あくまでイメージ図であり、具体的には今後の事務事業調整により具体化していきます。

栗原市の医療 / 事務組織 イメージ図 (案)

平成16年3月1日現在

【医療 / 部局】



(注) あくまでイメージ図であり、具体的には今後の事務事業調整により具体化していきます。